第1章 21'いいだ環境プランの基本事項

この章は、環境プランの基礎的事項や環境をすべての基本に置きながら飯田市の 政策を進めていくときの考え方について説明します。

第1節 21'いいだ環境プランとは

✓ 21'いいだ環境プランの内容と方向性について示します。

第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項

✓ 21'いいだ環境プランの基本理念、対象期間などを示します。

第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策

✓ 持続可能な社会形成のため、現状把握と必要な考え方を示します。

第4節 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制

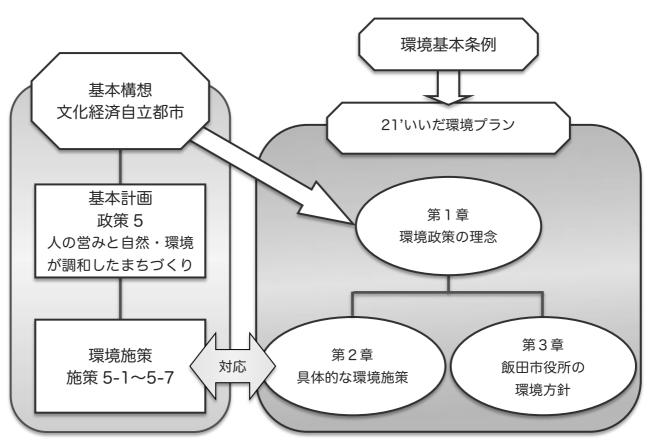
✓ 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制を示します。

第1節 21'いいだ環境プランとは

21'いいだ環境プランは、飯田市環境基本条例第7条の規定により定めるもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

具体的には、次のような内容を含んでいます。

- (1) 飯田市環境基本条例が示す環境政策の理念をより詳細に記述します。これは、飯田市の政策、施策、事務事業を、環境をすべての基本に置きながら進める際の指針となるべきものです。
- (2) 第5次飯田市基本構想基本計画の政策5「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」の内容を具体化する計画として、この政策の下に位置する各施策の方向性を示します。
- (3) 飯田市役所の環境マネジメントシステム^{*}の基礎になる環境配慮指針を示します。この システムは、飯田市役所の全ての政策を環境面からマネジメントすることで、地域を 持続可能にしていくことに寄与することを目指すものです。



※飯田市環境基本条例 第7条

(環境計画の策定等)

- 第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。
- 2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

12

^{*4} 環境マネジメントシステム:第3章・105ページ以降を参照。

第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項

1 基本理念

21'いいだ環境プラン第3次改訂版は、飯田市環境基本条例第2条に定める基本理念に則り、環境政策を推進していきます。

飯田市環境基本条例

前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は、古来より、市民生活に潤いを与え地場産業の発展を促すなど、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方において、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、ともすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

(基本理念)

- 第2条 環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民 の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積 極的に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることにかんがみ、環境資源の節度ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であると捉え、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

21'いいだ環境プラン第3次改訂版の目標年次は平成28年度とし、対象期間は平成24年4月から平成29年3月とします。

3 基本目標と行動理念

21'いいだ環境プラン第3次改訂版の基本目標は、第5次飯田市基本構想後期基本計画の政策に整合させて次のとおり設定し、その達成に向けた行動理念も次の(1)から(4)のとおり掲げます。

『人の営みと自然・環境が調和したまちづくり』

- (1) わたしたちは、限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が循環する低炭素な社会を築きます。(循環)
- (2) わたしたちは、地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。(共生)
- (3) わたしたちは、社会の一員として地域のよりよい環境をつくるため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。(自主)
- (4) わたしたちは、飯田らしい環境づくりに地域の環境資源や歴史文化を活かし、人も自然も輝くまちづくりを推進します。(個性)

4 望ましい環境像

21'いいだ環境プランは、飯田市の望ましい環境像を次のとおり設定します。

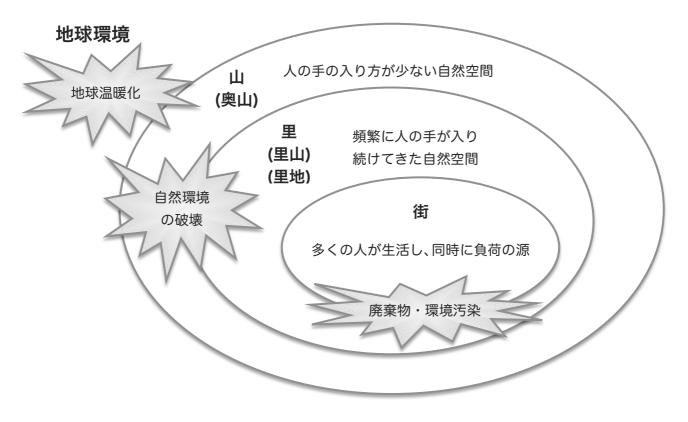
『空あかるく風にほやかなるまち、いいだ』

※ これは岸田國士の詩、「飯田の町に寄す^{*5}」に由来しています。この詩にうたわれたよう な美しいまちを築くことを目指します。

14

^{*5} 飯田の町に寄す:全文を表紙の裏ページに掲載。

21'いいだ環境プラン第3次改訂版は、次のとおり環境を定義します。

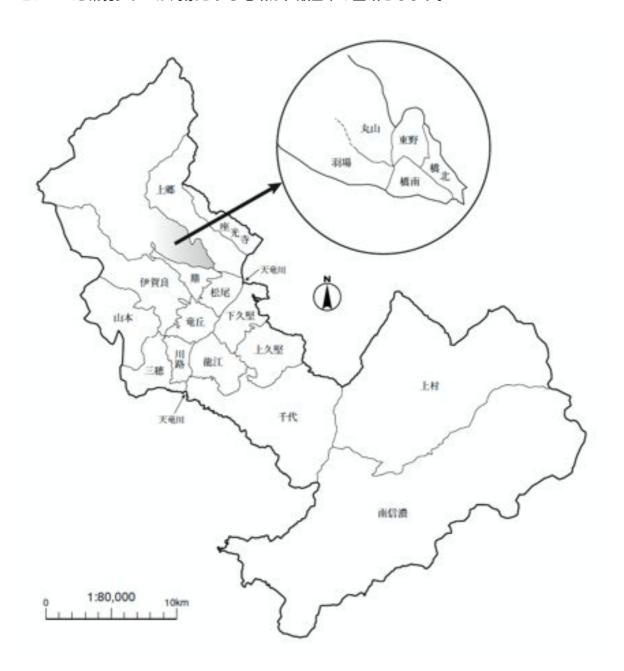


私たちの地域は、山・里・街から構成されています。

山・里は、私たちの生活の基礎となる多くの恵みをもたらしていますが、健全な自然環境の保 全が課題となります。

多くの人が集住している街は、生活環境が多くの環境負荷を産み出していて、廃棄物の削減や 生活環境の保全が課題になります。

そして、この山・里・街と、その外側を含むものが地球環境です。地球温暖化問題は、私たち の社会経済活動に起因する環境負荷が増大することで深刻化しつつあります。 21'いいだ環境プランが対象とする地域は、飯田市の全域とします。



第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策

1 持続可能な社会の構築と3つの基礎要素

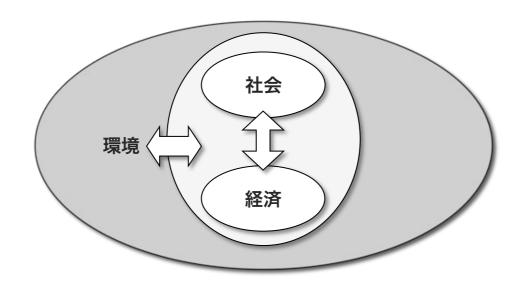
「持続可能な社会の構築」を進めるためには、将来世代が豊かな生活を営むことができる基盤を残しながら、現在の私たちの生活を営むことを目指す必要があります。そう捉える理由は、私たちの社会活動が環境に対して大きな影響を与えてしまっていて、このままでは、将来世代は今の私たちと同様の豊かな環境を背景とした生活ができなくなるのではないかという、危惧があるからです。

「持続可能な社会の構築」を考えるに当たっては、「環境」、「経済」、「社会」の3つの基礎的な要素について整理しておく必要があります。

- 環境 人の営みと自然環境の関係性を観察し、人の営みが自然環境に与える負荷ができる だけ少ない仕組みで運営されていくことが必要です。
- 経済 さまざまな産業がいきづき地域経済が自立することで、地域の生活の基盤になる雇 用が確保されることが必要です。
- 社会 飯田市のまちづくりでは、飯田市自治基本条例⁶にあるように、「ムトス」の精神⁷を 大切にしてきましたが、これからもこの方向性を一層推進し、地域社会の総合力を 確保していくことが必要です。

市政全体で「持続可能な社会の構築」を目指すための役割分担において、このプランは、主に環境の持続可能性を高めることを担います。

持続可能な社会の3つの要素の関係図

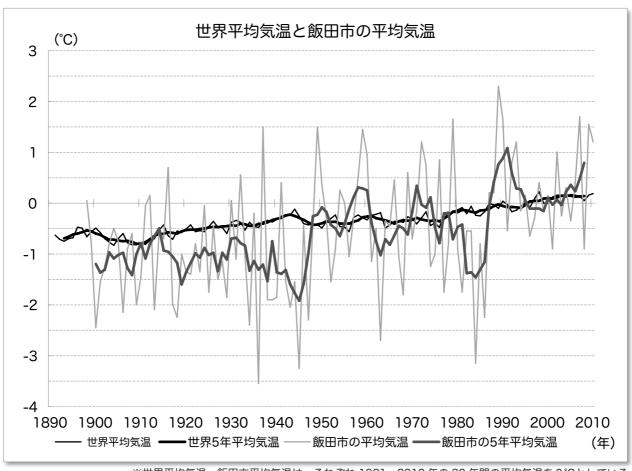


^{*6} 飯田市自治基本条例:市政の一番の基本になる条例であり、市の自治の基本的な原則やまちづくりに関する市民・議会・飯田市の役割を明らかにしている。また、市政運営の基本的な指針を定めることで、市民主体の協働のまちづくりを進めるための条例。

[「]ムトス」の精神:「ムトス」は広辞苑の最末尾の言葉、「んとす」から引用したもので、〜しようとするという意味。「愛する地域を思い、自分ができることからやってみよう」とする自発的な意思や意欲、具体的な行動による、まちづくりを目指す飯田市の地域づくりの合言葉。

(1) 地球温暖化・気候変動

現在、世界中の各地で平均気温の上昇が観測されています。このことが地球上の生態系や環境に及ぼす影響が、一般に「地球温暖化問題」と呼ばれているものです。飯田市でも 1990 年頃から平均気温が大きく上昇しています。



※世界平均気温、飯田市平均気温は、それぞれ 1981~2010 年の 30 年間の平均気温を 0 ℃としている 出所)「気象統計情報」, 気象庁 より作成

2007年にIPCC*が作成した第4次報告書では、「20世紀半ば以降に観測された世界気温の上昇のほとんどは、人間の活動を発生原因とする温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と述べられています。今のままでは、21世紀末の世界気温は、現在より 1.1~6.4°C程度上昇するという予測もされています。

さらに、地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、近年のゲリラ豪雨や大型台風の発生等にも影響を与えていると予測されています。これらの事象は、私たち生活に対して直接的な影響だけでなく、自然環境への影響を通じた間接的な影響を与えることが懸念されています。

_

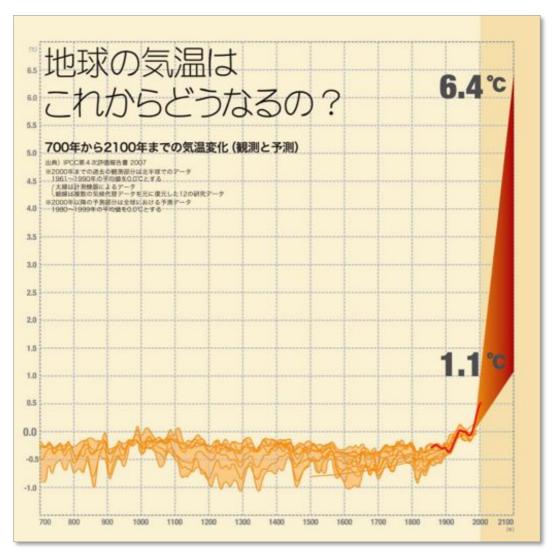
^{*8} IPCC: 国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設置された国際機関で、日本名は「気候変動に関する政府間パネル」。気候変動が環境や社会経済に対する影響について、科学的知識に基づいて情報提供をすることを目的とする。世界中の数千人の科学者がボランティアで参加している。

我が国も加盟する国連気候変動枠組条約 COP16[®]において、今後の年間平均気温の上昇は産業革命の前を基準として2[®]C以内に留めるという目標が定められ、参加各国に合意されました。今の段階で既に気温は 0.7[®]C上昇していますので、今後は 1.3[®]C以内の上昇に留めなければなりません。

飯田市も、気温上昇の原因となる温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいます。当市が 2008 年に定めた「環境モデル都市行動計画」では、2005 年時の温室効果ガスの排出量を基準として、次の①と②を目標に掲げています。

- ① 2030年までに、家庭から排出される温室効果ガスの量を40~50%削減すること。
- ② 2050年までに、地域全体から排出される温室効果ガスの量を70%削減すること。

温室効果ガスが排出されてから実際に気温が上昇するまでの間には、時間差があります。そのため、仮に 2006 年の時点で温室効果ガスの排出量が 0 になっていたとしても、21 世紀末までには 0.6°C上昇してしまうことが予測されています。これからの時代は、環境が変化していく時代です。地球温暖化の進行を食い止めるだけでなく、地球温暖化による影響を小さくしていくことが必要になります。



出所)「IPCC 第 4 次報告書」、全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(http://www.jccca.org/) より

_

^{*9} 国連気候変動枠組条約 COP16:気候変動枠組条約は、1994 年に発効した地球温暖化防止のための国際条約。2011 年 12 月現在、195 の国や地域が参加している。「COP」とは参加国の会議のこと。COP16 はメキシコのカンクン市で開催された。

私たちの生活は、農産物、空気、水など、自然環境から多くの恵みを得ています。さらに、日々多くの排出物を産み出して、自然環境に処理してもらっています。しかし今日、そうした自然環境は、大きく変化しつつあります。

多くの地球上の生物は、日照時間、気温、降水量等の中から、それぞれが違ったものを、季節を知る目安にして生きています。そのため、地球温暖化により気象条件が変化すると、子育てのタイミングと餌の多い時期がずれるなどして、生態系の微妙なバランスが崩れてしまいます。

そこで、生物多様性¹⁰という考え方が注目を集めています。生物多様性が乏しい環境下では、自然環境の変化によって同じ種類の生物が同じような影響を受けるため、そこに生きる生物全体に大きな影響が生じてしまいます。しかし、生物多様性が豊かであれば、もしもある種類の生物に影響が生じても、影響を受けない他の種類の生物もたくさんあり、影響を受けない種類の生物が、影響を受けた生物の機能を補ってくれることがあるため、全体としての影響は比較的小さくて済みます。

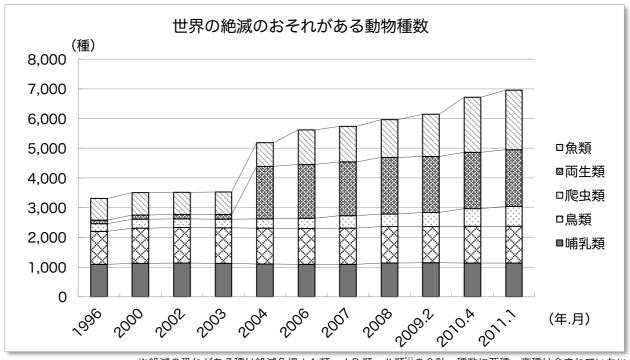
現在、多くの生物が絶滅の危機に瀕していて、これに伴う生物多様性の低下が懸念されています。この大きな原因は、人間による自然環境の破壊が、生物の生息環境を奪っていることにあります。

また、世界中を多くの人やものが往来するようになったため、当地域の生態系にも外来種が入り込みやすくなっています。外来種は、既に棲んでいた生物に少なからず影響を与えることが多く、これによって既存の生態系はバランスを崩してしまいます。そしてその影響は、その種類の生物と関係があった別の種類の生物にも波及しますので、地域全体の生態系のバランスも崩してしまうこととなります。

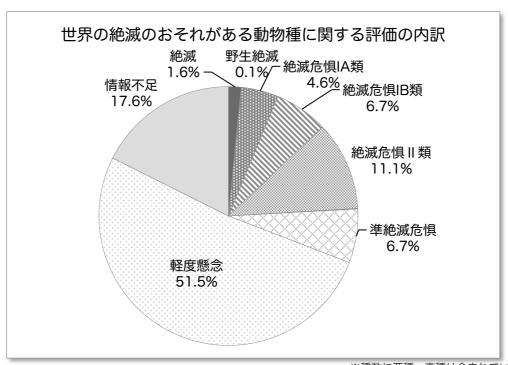
さらに、私たちと自然との関わり方の変化も、自然環境に大きく影響を与えています。それぞれの環境には、そこに適応した固有の生態系があります。里山や里地では、人間が長いこと手を入れ続けたことによって、生物多様性の豊かな生態系が形成されてきました。しかし現在では、人間の事情で手を入れることができなくなった土地が増えてきていて、生物多様性が大きく失われつつあります。

-

^{*10} 生物多様性:生き物の豊かな個性とつながりのこと。森林、里山や里地、河川などといった生態系の多様性、その中での動植物 の種類の多様性、その遺伝子の多様性という3つの多様性から、豊かさの度合いが捉えられている。



※絶滅の恐れがある種は絶滅危惧 I A 類、 I B 類、 II 類*¹¹の合計 種数に亜種・変種は含まれていない出所)「レッドリスト 2011」, IUCN (2011). IUCN Red List of Threatened Species.version 2011.1 より作成



※種数に亜種・変種は含まれていない

出所)「レッドリスト 2011」, IUCN (2011) . IUCN Red List of Threatened Species.version 2011.1 より作成

危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

ランクに移行する要素を有するもの。

¹ 絶滅危惧 I A 類:ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧IB類:IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧||類 :絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続いて作用する場合、近い将来「絶滅

準絶滅危惧 : 存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位

表 2010 年までの生物多様性の損失

	損失の状	態と傾向	損失の要因(影響力の大きさ)と現在の傾向				
	本来の生態系の状態からの損失	1950 年代後 半の状態か らの損失と 現在の傾向	第1の 危機 開発・改変 直接的利用 水質汚濁	第2 の 危機 ^{利用・管理} の縮小	第3の 危機 外来種 化学物質	地球 温暖化 の危機	その他
森林生態系		1				*1	
農地生態系	_						・農作物や家畜 の地方品種等 の減少
都市生態系	-			-			
陸水生態系		₩			*2		
沿岸·海洋 生態系				-	*3		・サンゴ食生物の 異常発生・藻場の磯焼け
島嶼生態系		₹		ı			

凡例

:		伏態	要因		
評価 対象	現在の損失の大きさ	損失の現在の傾向	評価期間における影響 カの大きさ	要因の影響力の現在 の傾向	
凡例	損なわれて いない	回復	弱い	減少	
	やや損なわ れている	横ばい →	中程度	横ばい □ □	
	損なわれて いる	損失	強い	増大 🥒	
	大きく損な われている	急速な損失	非常に強い	急速な増大 🛕	

- 注:影響力の大きさの評価の破線表示は情報が十分ではない事を示す。 注:「*」は、当該指標に関連する要素やデータが複数あり、全体の影響力・損失の大きさや傾向の評価と 異なる傾向を示す要素やデータが存在することに特に留意が必要であることを示す。
- *1:高山生態系では影響力の大きさ、現在の傾向ともに深刻である。 *2, *3:化学物質についてはやや緩和されているものの、外来種については深刻である。

出所)「生物多様性総合評価報告書」,環境省生物多様性総合評価検討委員会(2010)より

(3) ごみ問題

ごみの発生は、私たちの生活のあり方と密接に関連しています。私たちの生活様式は、大量生産・大量消費・大量廃棄といわれますが、そこには多くの無駄が存在しています。資源を大量に消費することで自然環境に負荷をかけるとともに、その結果発生したごみの処理に関する問題も生み出しているのです。

ごみ問題は、古くて新しい問題といわれます。ごみを減らす取組みは、長い間、継続的に進められてきました。これにより、全国では平成 12 年をピークに、飯田市では平成 15 年をピークに、ごみの量は減少し始めていますが、楽観視せず、更に取組みを深めなければなりません。

ごみ問題を解決していくためには、まず、リデュース(発生抑制)について考えなければなりません。私たちが買っているものの中には、買い過ぎや購入時の検討不足などで、ほとんど使わずにごみになってしまうものがあります。また、必要のない包装材などもあります。買い物の仕方を見直し、無駄なものを買わないようにしなければなりません。

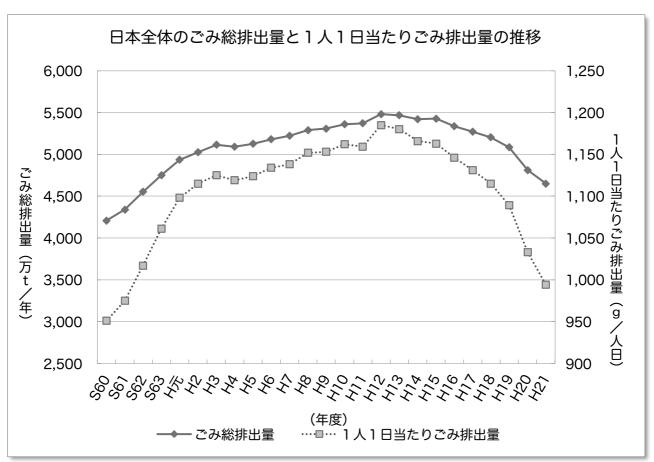
次に考えるべき視点は、リユース(再利用)です。私たちの生活の中には、ペットボトルやビンのように、一度使っただけで捨ててしまうものがたくさんあります。これをマイバッグのように繰り返しで使えるものに変えられないか検討することが必要です。また、ある人にとっては使わなくなり、必要なくなったものでも、他の人には充分に使え、必要とされるものがあります。ですから、一つのものをできるだけ長く使っていける工夫をすることが大切です。

3番目に考えるべき視点は、リサイクル(再資源化)です。リサイクルをすることにより、一度捨てたごみが再び資源として利用できるようになります。とても大切な取組みですが、円滑に進めるには、資源化できるごみを私たちが適切に分別していくことが必要になります。

これらの取組みを効果的に進めるには、買い物をするときによく考えることが重要です。また、 買い物から生活習慣を見直す消費者(グリーンコンシューマー)を増やすことは、それに合わせた 品揃えをする店舗が増え、環境負荷の少ない商品の選択肢も増えることになります。これにより、 買い物の際に環境を意識していない人にも、環境負荷の少ない商品を買う機会が多くなります。

こうした取組みを進めてもごみは発生しますので、発生したごみの適正な処理が必要となります。家庭から排出されるごみは市町村が収集、運搬、処分を行いますが、そのために多額の費用が必要になっています。特に、ごみ焼却場の建設や最終処分場の確保に当たっては、用地の選定や市民の合意形成など、多くの課題が生じます。

ごみの処理から生ずるこのような課題を軽減するためにも、一人ひとりがごみの減量と分別の 徹底を行うことが求められています。



※ 平成 17 年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+資源ご みの集団回収量)」と同様とした。

※※1日1人当たりごみ排出量は総排出量を総人口*365日又は366日でそれぞれに除した値である。 出所)「日本の廃棄物処理 平成21年度版」,環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課(2010)

(4) 環境汚染の防止と生活環境の保全

産業に起因する公害問題は、高度経済成長期に全国規模で深刻な問題となりましたが、現在では法規制が強化され、深刻な被害の発生はなくなっています。当地域でも公害に対する苦情は減少しています。今後も良好な環境を維持するために、引き続き監視をしていくことが必要です。

一方、近年では日常生活に伴って発生する騒音や悪臭など、生活環境に関する苦情が増加傾向にあります。この背景には、農地と住宅地が混在する住環境が存在していること、核家族化、一人暮らしの増加、生活スタイルの多様化、近所関係の希薄化などにより、かつては当事者間で解決できていた問題が、市への苦情という形に変化していることなどが要因にあると考えられます。良好な生活環境を維持するためには、これらの問題について考えていくことが必要です。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、放射性物質による汚染という、今までに経験したことがない新たな環境汚染の問題が発生しました。放射性物質は、まだその影響が分かっていない部分が多くあります。必要な計測を行い、情報公開に努めていきます。

コラム 南北問題としての地球環境問題

現在の地球環境問題を考えるとき、ある人が加害者でありながらも、同時に被害者でもあるということがあります。特に日本国内で考えてみれば、私たちは被害者なのか加害者なのかは一概にはいえないことが多くなっています。

しかし、世界へと眼を向ければ、地球温暖化のような地球環境問題の原因のほとんどが先 進国にあり、その影響を大きく受けているのは途上国という傾向が見えてきます。

日本は先進国の一員であり、同じ人間が地球上に暮らしているということを考えれば、途上国への支援の必要性について考えなければなりません。

そこで飯田市は、平成9年度から、JICAの主催する参加型地域社会開発(PLSD) *12研修の現地研修を受け入れています。これまでに54か国・300人近い発展途上国の職員を受け入れ、住民自治の仕組みや公民館活動について研修を行ってきました。

こうした研修を続けてきた結果、途上国における具体的な取組みとして、平成 17 年度から 19 年度にかけて、フィリピンのレガスピ市で、地域自治強化と生活飲用水改善のプロジェクトが立ち上がりましたので、JICA や飯田市民とともに支援しました。平成 21 年度に現地を訪れた有志によれば、現地の方々から「水に始まりそこで終わるのでなく、他にもできることがあると考えるようになった。」という発言があったなど、住民自治の考え方が根付き始めているとのことです。

また平成 23 年度からは、ブータンで地方自治の仕組みづくりのプロジェクトが始まり、 JICA とともに、ブータンからの行政職員を迎えて研修を行うなどの支援を行っています。

^{*12} 参加型社会開発:先進国による途上国支援の取組みは、プロジェクトの終了後に停滞する傾向がある。そこで、対象地域に暮ら す住民や行政に固有の状況を踏まえて、住民や行政職員の参加とエンパワメト(下記)を促すことで、支援の成果が持続することを狙った開発の手法。

エンパワメント: 定義はまちまちな用語だが、ここでは人々や組織、コミュニティが自分たちの生活を取り巻く状況や課題をより自分達でコントロールできるようになること。

(1) 現代の環境問題の特色

現代の環境問題は、特定の有害物質等が原因で起こる例は稀であり、多くの複合した要因が重なった結果として起こっています。

環境問題の複合した要因の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちのライフスタイルと、それを支える経済活動の結果として発生している場合が多く、特定の誰かによる特異な活動の結果として発生している例は稀です。

普通の生活が、複雑な経路をたどり要因となるため、自分の行動が環境問題の発生につながっていることが実感しにくくなっています。

(2) ライフスタイルの見直し

私たちは、現在のライフスタイルが環境問題の原因となっていることの意味を改めて見つめ直さなければなりません。暮らしの中の行動には、環境問題の原因となりながらも、その原因を取り除くための代替手段がないものがあります。しかし、どの行動が環境問題につながっているかをきちんと把握し、環境への影響をできるだけ少なくできるよう、一つずつ実践していかなければなりません。

例えば、今日の私たちの暮らしにおいて、エネルギーの利用は欠かすことができません。これまで、 エネルギーは安定的に供給されてきましたので、それほど気を使わずに生活することができました。 しかしこの便利さが、地球温暖化問題に対する私たちの取組みを鈍らせる一因となってきました。

東日本大震災をきっかけとして、電力会社による計画停電を経験し、日本中で節電が取り組まれました。その過程で私たちは、暮らしにおけるエネルギーの重要性について改めて気付かされました。そして、関心がなかったために行えていなかったことや、簡単にできて節電効果も大きいことがまだたくさんあることを知りました。

明かりを灯すという行動をするときに、白熱電灯を使うのと、蛍光灯や LED を使うのでは使うエネルギーの量が異なります。問題は、ある行動をすること自体ではなく、どのやり方でその行動をするのかにあることも多いのです。

地球温暖化以外の環境問題を含めて考えても、生活が便利になることは、直ちに環境に悪いことではありませんし、逆に、環境に良い生活をしようとすることは、直ちに生活が不便になることでもありません。

私たち一人ひとりが、環境問題につながる自分の行動について考え、どのような対策や取組みができるのかについて検討し、実践していく必要があります。

(3) ライフスタイルを変える仕組みづくり

環境問題の原因になりながらも日常化している人々の行動を変えるため、様々な主体による啓発活動が行われています。多くの市民を巻き込みながら啓発活動を行うことは、ライフスタイルを変える基礎となる重要な活動であり、それにより人々の意識は徐々に変わりつつあります。

しかし、人々の意識が変わっても行動が変わらないことが多くあります。人々の意識の変化が行動となって表れてくるためには、意識の変化を後押しする仕組みを作っていかなければなりません。

こうした仕組みを作るには、経済的な優遇策が有効です。また、認定・表彰などによる価値化 や動機付け、行動への共感、やりがいの創出など、経済以外の動機と組み合わせるなど、様々な 手法が考えられます。どの仕組みを用いるにせよ、私たちが楽しみながら進んで暮らしに取り入 れたくなるものにしていかなければなりません。

(4) 多様な主体の参加と行政の役割の変化

環境問題は、複雑な要因が重なりあって形作られ、また、市民一人ひとりの暮らしとも密接なつながりを持っています。このような複雑な問題を解決するためには、行政の力だけでなく、多様な主体の持つ力を合わせて取り組むことが必要です。

行政のサービスは、高度経済成長の時代には、税収の増加を背景に拡大を続けてきましたが、高度成長の終焉から、成熟社会・高齢化社会へと社会が変わる中で、求められる役割が変わり出しています。これに対応して、多様な主体の協働による新しい公共空間の担い方が、模索され始めています。

飯田市は、市民と市が協働し、市民主体のまちづくりを推進することを目的に、平成 18 年に飯田市自治基本条例を制定しています。これに並行して、各地区に地域自治組織の制度を導入し、地域の創意・工夫で地域独自の事業が行えるようになりました。これらにより、多様な主体による協働のまちづくりが進められていて、行政と、地域や市民、事業者、NPO/NGO、市民団体などとの関係や、役割分担の変化が期待されています。

多様な主体による協働のまちづくりを進めるには、「ムトス」の精神を大切にしていかなければなりません。各主体間で議論を重ねることができる素地を整え、お互いの意思を尊重し合い、立場や能力を活かせる協働関係を築いていかなければなりません。飯田市は、行政の取組みの現状や抱える課題、さらに、解決への方向性等の情報を積極的に公開して市民と共有し、多様な主体が関わりやすい状況をつくり出すことを目指します。

協働関係の構築に当たっては、関係が外部から見て透明性が高く保たれることも必要です。

飯田市は、こういった点に配慮しながら、公共領域を担っていただけるパートナーを見つけ出し、協働して地域課題の解決に向かえる状況づくりを目指します。また、多様な主体が積極的に関わることができる関係性の構築を大切にしていきます。

こうした関係性には、それぞれの主体を構成する人材の能力、人材のつながりが作るネットワークの質、そして、そのネットワークに生ずる信頼関係といった事項が、その力量に影響を及ぼし、地域の課題を解決する大きな力につながります。飯田市は、しっかりした関係性を構築するための環境整備にも力を入れていきます。

近年の大不況や平成 23 年に発生した東日本大震災によって、私たちの飯田地域も世界の経済や日本の社会全体と密接につながっていて、大きな影響を受ける状況にあることが明らかになりました。地域社会の持続可能性を考えるときには、地域外で起きる出来事や変化に対する地域の対応力(耐性と回復力)を高めることが重要といわれています。これについては、次の4つの視点から考えることができます。

(1) 物資の流れ

現代は、物流が発達しているため、私たちの暮らしの中にも地域外から非常に多くのものが出入りしています。出入りするものが多過ぎれば、地域外の変化によって私たちの暮らしも大きな影響を受けてしまいます。一人ひとりが使うものを適切に減らすことが重要です。また、できるだけ多様な資源を利用することや、地元でできるものを利用していくという視点が必要です。

(2) 社会の変化

我が国では少子高齢化が進んでいます。また、それと同時に新しい住宅地へと若い世代が移動することで、旧市街との間で世代構成の違いが生じつつあり、これにより、地域間、世代間で意見のずれを招くおそれがあります。できるだけ多様な世代の人々が共に住み、価値観を尊重し合い、協働する地域を目指す視点が必要です。

(3) ガバナンス*14・ネットワーク

現代の社会は、市場のサービス領域が拡大すると同時にグローバリゼーションが進展したため、行政のできることが変化し、その影響力が低下しつつあります。こうした状況に対応するには、行政のみでなく、多様な主体が関わってネットワークを形成し、このネットワークによりガバナンスを行っていくという視点が必要です。

(4) 都市の構造と建物

都市の構造や建物は、現在の価値観で少しずつ変わりつつありますが、そこにあるものの多くは、既に過去にそれぞれの時代の価値観で作られたものです。現在では、地球温暖化の問題に対応して、コンパクトシティなどの新しい都市のコンセプトが生まれています。しかし、実際の都市の構造や建物などが変化するまでには時間がかかります。都市を考える場合、この時の経過と、その間の価値観の変化を考えることが必要です。

また、都市には様々な主体がいて、それぞれの行動が複雑に絡み合う結果として変化していきます。この変化を、ありのままに捉えながら考える視点が必要です。

^{*&}lt;sup>13</sup> このコラムは「Urban Resilience, Research Prospectus」, CSIRO, Australia; Arizona State University, USA; Stockholm University, Sweden (2007)の考え方を参照している。

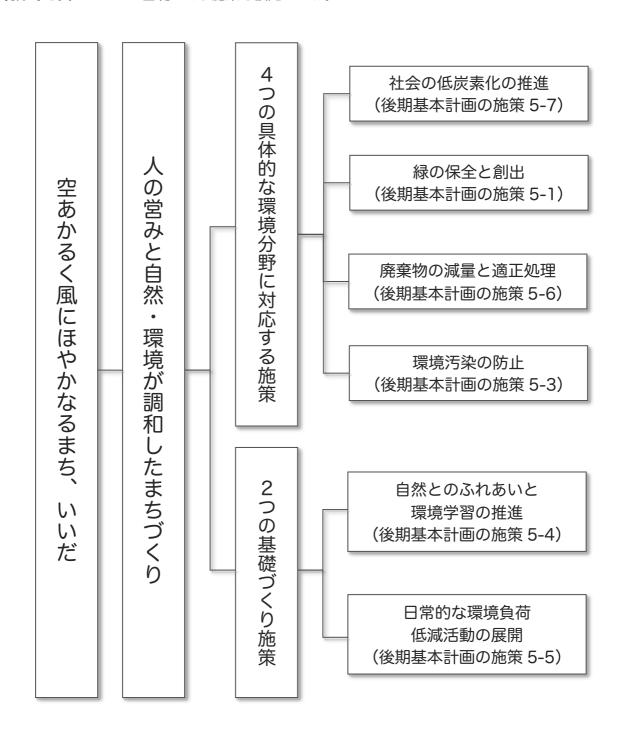
^{*14} ガバナンス:統治・経営・運営等の意味。ここでは特に行政以外の主体を含めた社会運営。

第4節 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制

1 環境プランの施策体系

21'いいだ環境プラン第3次改訂版は、下図のような施策体系により施策を進めていきます。

このプランの基本目標を実現するために、4つの具体的な環境分野に対応する施策と、その環境分野を支える2つの基礎づくり施策を設定します。



21'いいだ環境プランの全体の進行状況は次の指標によって管理します。

指標1 飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量(推計)

指標2 再生可能エネルギー*15利用による温室効果ガスの削減量(推計)

指標3 家庭用再生可能エネルギー利用の発電量と世帯換算した場合の世帯に占める割合

指標4 森林面積

指標 5 森林間伐面積

指標6 森林間伐面積のうち搬出間伐面積

指標7 搬出間伐の割合

指標8 松川中流域で発見される水質階級 | の指標生物*16の割合

指標9 一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合

指標 10 ごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)

指標 11 1人1日当たりのごみの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)

指標 12 再資源化率(家庭系一般廃棄物)

指標 13 桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系一般廃棄物)

指標 14 不法投棄の発見通報件数 (廃棄物量)

指標 15 水質 BOD*17 の改善化率

指標 16 騒音の改善化率

指標 17 悪臭の改善化率

指標 18 環境汚染に関する苦情件数 (その解決率)

指標 19 自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合

指標 20 環境学習会に参加したことのある市民の人数

指標 21 環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合

指標 22 環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者数

^{*15} 再生可能エネルギー:38ページを参照。

^{*&}lt;sup>16</sup> 水質階級 I の指標生物:水の汚れの程度とそこに住む生物には一定の関係がある。その特定の水質を代表するのが指標生物。どのような指標生物が多くいるかを観察することで水質を観測する方法があり、水質階級 I (I ~IVがある) は最もきれいな水質。

^{*&}lt;sup>17</sup> BOD: 81 ページを参照。

21'いいだ環境プラン第3次改訂版の施策を推進するために、市民、事業者、地域団体、市民団体、NPO/NGO、市をはじめとする行政機関等の多様な主体の役割分担や、対等なパートナーシップに基づいた協働体制の構築を目指します。

飯田市は、これまでも、環境施策の課題、目標、事業の性格などに応じて、多様な主体との協働体制を構築してきていて、この取組みが、環境首都コンテスト*18においても高い評価を得てきました。

これからも、施策に応じた多様な主体による協働をより強化、深化させ、地域ぐるみでこのプランに基づく取組みを実行していきます。

多様な主体の協働

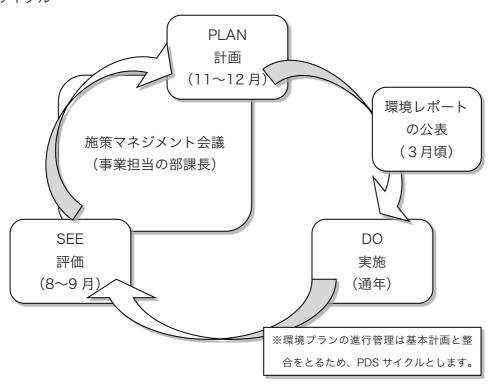


31

^{*18} 環境首都コンテスト:5ページ下部、「明日の環境首都賞」の脚注を参照。

21'いいだ環境プランの進行管理は、飯田市の政策、施策の進行管理と連動して行います。これは、計画・実行・評価を繰り返すいわゆる PDS サイクルに基づいて行います。

PDS サイクル



(1)環境レポートの役割

環境レポートは、飯田市環境基本条例第8条の規定により、21'いいだ環境プランの進行管理 に利用するために、毎年作成し、公表します。

環境レポートの主な内容は、飯田市の環境の状況や、21'いいだ環境プランに基づいて実施された施策の進捗状況などについての報告です。具体的には、環境指標などの測定結果、前年度までの事務事業及び環境マネジメントシステムの運用概況、それらに対する評価と以降の見通しなどです。

環境レポートは、施策マネジメント会議の結果を受けて作成されるものです。また、必要に応じて、飯田市環境審議会や市民の皆さんなどからの意見をお聞きした上で、21'いいだ環境プランの修正も行います。

※飯田市環境基本条例 第8条

(年次報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、飯田市環境審議会の意見を聴くとともに、これを公表しなければならない。

飯田市の政策、施策の進行管理は、飯田市の基本構想基本計画に基づき行われます。以下、その進行管理の基本について説明します。

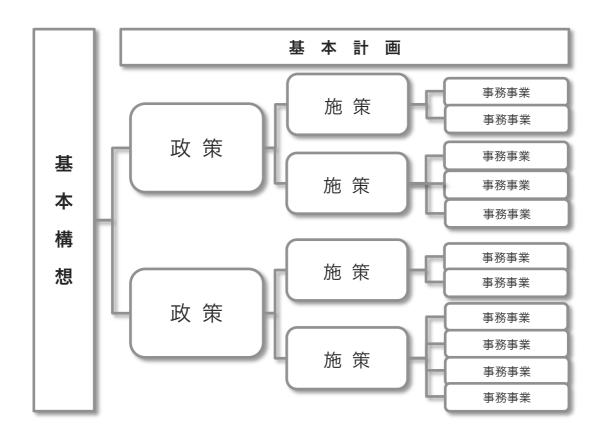
飯田市は、超長期的に目指す姿を「環境文化都市」として都市宣言するとともに、第5次飯田市基本構想において、平成19年度からの10年間で目指す都市像を「住み続けたいまち 住んでみたいまち 飯田 人も自然も輝く 文化経済自立都市」と掲げ、持続可能な社会の構築を進めています。

第5次飯田市基本構想を実現するために、「基本計画」を定めています。この「基本計画」の中では、まちづくりの課題を解決する取組みを「政策」、「施策」、「事務事業」の3階層により体系化しています。このうち「政策」とは、第5次飯田市基本構想を実現するための課題を分野別にまとめたもの、「施策」とは、「政策」を実現するための方向性や手段、そして「事務事業」とは、「施策」の内容を実現する具体的な市の仕事です。

第5次飯田市基本構想は、目指す都市像を実現するために、5つの基本目標を掲げ、さらに、この 構想の実現に必要な「政策」、「施策」について、下図のように「基本計画」としてまとめています。

平成 23 年度に見直しが行われた第5次飯田市基本構想の後期基本計画では、次ページの図のように9つの政策を設定しています。環境政策は、「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」に位置付けられ、この政策の下に、次ページの図のように6つの施策が設定されています。

飯田市における「事務事業」の進行管理は、「施策」を単位として行われていて、「事務事業」 を担う課が定期的に施策マネジメント会議を行いながら、施策全体としての進行状況を確認し、 所管する事務事業の方向性を決定しています。



第5次飯田市基本構想 後期基本計画 施策 政策 さまざまな 政策 1 住み続けたい 産業がいきづき 多様な産業が発展できる 地域経済が 経済力の強いまちづくり 自立した 元気なまち 政策 2 まち 地育力による 心豊かな人づくり 住 んでみたいまち 政策 3 地域で学び 健やかに安心して 地域で育つ 暮らせるまちづくり 「地育力」で みんなが 5-1 緑の保全と創出 人も自然も輝く 政策 4 輝くまち 飯田 暮らしと生命を守る安全 5-3 環境汚染の防止 安心で快適なまちづくり 5-4 自然とのふれあいと 政策 5 共に支え合い 環境学習の推進 人の営みと自然・環境が 安心、安全に 調和したまちづくり 5-5 日常的な環境負荷 暮らせるまち 低減活動の展開 文化経済自立都· 政策 6 5-6 廃棄物の減量と 地域の自然・歴史・文化を 適正処理 豊かな自然、 活かし続けるまちづくり 文化を活かし 5-7 社会の低炭素化の 多様なライフ 推進 政策 7 スタイルが 自立連携した地域づくり 実現できるまち ※ここでの施策は、環境プランの 対象施策のみを掲載していま 政策 8 す。他の政策の施策については 山・里・街の魅力を高め 第5次飯田市基本構想後期基本 交流と連携による みんなの思い 計画をご覧ください。 でうごくまち 政策 9 市民と共に進める 行政経営